

東京都公安委員会告示第 2、090 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 5 月 22 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名  
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先  
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟  
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係
- 3 弁明書の提出期限  
令和 8 年 6 月 19 日
- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

高本 裕介  
株式会社 オルビータ  
スカイメディア 株式会社  
MUMINOV JAVLONBEK NURMATJON UGLI  
由留部 圭祐  
小山 豊  
株式会社ABLE T・K HOME

放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-330-260418-420050)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-333-260418-202131)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-436-260430-414024)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-440-260413-204775)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-555-260429-201973)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-556-260428-201548)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-878-260325-444096)